

被 爆 者 手 当 額 一 覧

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

原爆被爆者に対する援護に関する法律に基づく手当について、令和 7 年 4 月以降における各種手当の額は以下のとおりです。

各種手当は令和 7 年 4 月以降の支給に係るもの、介護手当は令和 7 年 4 月以後に受けた介護に係るものから適用となります。

(単位：円／月（葬祭料は円）)

手当の種類		令和 7 年 4 月 1 日 以降の額	(参考) 令和 7 年 3 月 31 日 以前の額
医療特別手当		1 5 4 , 0 9 0	1 5 0 , 0 2 0
特別手当		5 6 , 9 0 0	5 5 , 4 0 0
原子爆弾小頭症手当		5 3 , 0 3 0	5 1 , 6 3 0
健康管理手当		3 7 , 9 0 0	3 6 , 9 0 0
保健手当	身障手帳 1 級から 3 級 程度の身体障害のある 人または 70 歳以上の身 寄りのない単身生活者	3 7 , 9 0 0	3 6 , 9 0 0
	上記以外の人	1 9 , 0 0 0	1 8 , 5 0 0
家族介護手当		2 4 , 1 9 0	2 3 , 5 5 0
介護手当	重度障害を有する人	上限 1 0 9 , 7 7 0 下限 2 4 , 1 9 0	上限 1 0 6 , 8 2 0 下限 2 3 , 5 5 0
	中度障害を有する人	上限 7 3 , 1 7 0	上限 7 1 , 2 0 0
葬祭料		2 1 9 , 0 0 0	2 1 5 , 0 0 0